

## 生活衛生同業組合の連絡先

組 合 名	住 所	HP QRコード	電 話・F A X
北海道理容生活衛生同業組合	〒064-0802 札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F		(011) 621-4648 (011) 612-4279
北海道美容業生活衛生同業組合	〒064-0802 札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F		(011) 621-9659 (011) 612-9699
北海道クリーニング生活衛生同業組合	〒065-0014 札幌市東区北14条東12丁目1-3 クリーニングビル 3F		(011) 731-6700 (011) 731-1177
北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目4-78 BD WEST12 3階		(011) 522-7832 (011) 522-7833
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル 6F		(011) 221-6979 (011) 221-4373
北海道興行生活衛生同業組合	〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地2 マルタビル札幌 8階		(011) 231-6361 (011) 218-2521
北海道鮎商生活衛生同業組合	〒060-0032 札幌市中央区北2条東7丁目80-31 金寿司ビル 2階		(011) 522-5045 (011) 261-2815
北海道食肉生活衛生同業組合	〒064-0924 札幌市中央区南24条西9丁目1-5-301		(011) 522-9546 (011) 522-9547
北海道社交飲食生活衛生同業組合	〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目 晴ばれビル 5F		(011) 221-3993 (011) 221-0908
北海道麺類飲食業生活衛生同業組合	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 7F		(011) 221-5963 (011) 221-5964
北海道料理飲食業生活衛生同業組合	〒064-0809 札幌市中央区南9条西3丁目 マジソンハイツ 606号		(011) 511-8013 (011) 511-5013
北海道喫茶飲食生活衛生同業組合	休止中		
北海道中華料理生活衛生同業組合	休止中		

## 公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センターご利用のご案内

### 営業指導センターは、皆様のお役に立ちます！

生活衛生営業指導センターでは、営業者の方ももちろん、消費者の方にも役立つ、次のような業務を実施しております。ご来所の場合には事前にご連絡をお願いします。

#### 経営相談

経営指導員や中小企業診断士により経営・融資・税務・労務・法務・衛生など経営全般について相談業務を行っています。

#### 苦情相談

消費者の皆様からのお店やサービスに関する苦情相談を承っています。

#### 研修・講習会の開催

営業等に関する各種講習会やクリーニング師研修・従業員の講習会を行っています。

#### 資金の借入れ相談

日本政策金融公庫への融資相談やお店の新築・改装等の資金についての相談業務を行っています。

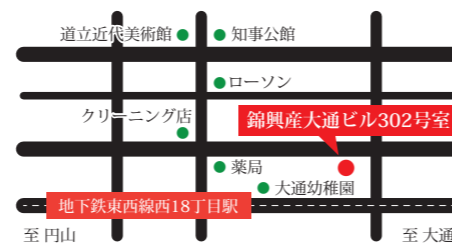
#### S マーク店の登録

\* Sマーク店の登録手続きを行っています。  
\* 現在、理容・美容・クリーニング・めん類飲食店・一般飲食店の5業種で実施しています。  
◆ マークの S は Safety (安全)、standard (安心)、sanitation (清潔)

私たちは、生活衛生同業組合による「活動推進月間(11月)」を応援しています。

### 公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目3番12号 錦興産大通ビル302号室  
TEL(011)615-2112 FAX(011)615-2113  
https://www.hokkaido-seiei.or.jp info@hokkaido-seiei.or.jp



# 生活衛生関係営業者の皆様へ 2026 生活衛生同業組合加入のご案内

- 飲食業、理容・美容業、クリーニング業、ホテル旅館業など、暮らしに欠かせない業種は「生活衛生関係営業」と呼ばれています。北海道では、この分野を支える11の同業組合が活動しています。
- 生活衛生関係営業は、比較的小さな資本からでも始められる事業が多く、家族経営や地域密着型の小規模企業が中心です。
- 開業後には同業組合に加入することで、生活衛生営業指導センターや日本政策金融公庫などから経営のサポートを受けられるメリットがあります。安心して事業を続けるために、ぜひ組合加入をご検討ください。あなたにぴったりの組合が、きっと見つかります。

## 公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

# 生活衛生同業組合加入のメリット



## ◆ 保険料掛金が圧倒的にお得

組合が取り扱う賠償責任保険、生命傷害保険、火災保険などの保険制度を利用できます。



## ◆ 経営支援の相談なども無料

専門家(行政書士)が各種助成金、支援金の申請をサポートするほか、経営や事務手続きの支援、業種に応じた法律・融資・税務などに関する相談を受けられます。

## ◆ 日本公庫の融資を好条件で

低金利、融資限度額が大きい、無担保・無保証人などの日本政策金融公庫の融資制度を利用できます。

## ◆ 最新の情報をいち早く入手

組合のネットワークから、各法令の改正内容、支援金などの重要な情報のほか、各組合の機関紙などからも業界の最新の情報が入手できます。

## ◆ セミナーなどの参加は無料

各業の技術講習会、衛生管理セミナー、経営セミナーなどに参加できます。

## ◆ 各組合の個別特典で経費節約

カラオケ著作権料20%割引、NHK受信料大幅割引、組合契約の新電力会社切り替えで電気代削減などの個別特典があります。



# 令和8年度 無料地区相談室のご案内

～専門の相談員がお答えします～

当指導センターでは、次のような相談を専門的に解決するために、下記の日程により地区相談室を開設いたします。なお、相談内容は秘密を厳守します。

- 1 経営全般の相談
- 2 新規開業の相談
- 3 公庫融資の相談
- 4 企業再生の相談
- 5 衛生管理の相談
- 6 業界情報の提供

## 相談室の開設日・場所



**相談員** 中小企業診断士・生衛業経営指導員

**時間** 相談室は予約制です

※相談を希望される方は、事前に当指導センター又は生衛業組合にご連絡ください。

地区	時間	日	相談員	資格	場所	電話番号
釧路地区	午後2時から	令和8年 6月 9日(火)	石川 博樹	中小企業診断士	日本政策金融公庫 釧路支店 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル 7F	0154-43-3330
帯広地区	午後2時から	令和8年 6月 23日(火)	佐々木孝幸	中小企業診断士	日本政策金融公庫 帯広支店 帯広市大通南9丁目4 帯広大通ビル 2F	0155-24-3525
北見地区	午後2時から	令和8年 7月 7日(火)	藤田 貴史	中小企業診断士	日本政策金融公庫 北見支店 北見市幸町1丁目2-22	0157-24-4115
室蘭地区	午後1時から	令和8年 7月 14日(火)	佐藤 潤一	中小企業診断士	日本政策金融公庫 室蘭支店 室蘭市東町2-9-8	0143-44-1731
札幌地区	午後1時から	令和8年 7月 21日(火)	石川 博樹	中小企業診断士	緑苑ビル2階会議室 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル	011-281-3711
千歳地区	午後2時から	令和8年 8月 18日(火)	竹林 浩樹	中小企業診断士	千歳商工会議所 千歳市東雲町3-2-6	0123-23-2175
小樽地区	午後1時から	令和8年 9月 8日(火)	橘 真美子	中小企業診断士	日本政策金融公庫 小樽支店 小樽市稲穂2丁目1-3	0134-23-1167
札幌地区	午後1時から	令和8年 9月 15日(火)	勝毛 孝志	中小企業診断士	緑苑ビル2階会議室 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル	011-281-3711
函館地区	午後2時から	令和8年 10月 6日(火)	勝毛 孝志	中小企業診断士	函館商工会議所 函館市若松町7-15	0138-23-1181
旭川地区	午後1時から	令和8年 10月 20日(火)	大野 昌人	中小企業診断士	日本政策金融公庫 旭川支店 旭川市四条通9丁目1704-12 朝日生命ビル 1F	0166-23-5241
札幌地区	午後1時から	令和8年 11月 17日(火)	石坂 育仁	中小企業診断士	緑苑ビル2階会議室 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル	011-281-3711

・個別相談は、お客様が重ならないように時間を調整します。・生衛組合員以外の営業者の方、これから開業する方も参加可能です。

**随時相談** 上記の相談日のほか、経営・融資・税務・労務・法務・衛生などの専門的相談にお答えしますので随時お問い合わせください。

**お問い合わせ** 公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター ホームページ <https://www.hokkaido-seiei.or.jp>  
〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目3番12号 錦興産大通ビル 302号室 電話:011-615-2112 FAX:011-615-2113

## 標準営業約款 (Sマーク) 安全・安心を約束する3つの"S"



**Safety** 安全であること  
**Standard** 安心であること  
**Sanitation** 清潔であること

理容・美容・クリーニング業・めん類飲食店・一般飲食店を、お客様に笑顔で利用できるサービスを提供するため、Sマークの登録をすすめています。  
登録すると、(公財)全国生活衛生営業指導センターのホームページに紹介されます。

## 温室効果ガス排出量削減に関するお知らせ

(公財)北海道生活衛生営業指導センターのホームページ (<https://www.hokkaido-seiei.or.jp>) では、生活衛生関係営業者並びに利用者等の方々が事業活動や日常生活に際して排出される温室効果ガス削減のための情報について発信しています。  
情報は下記QRコードからも確認できます。

